平成２４年（フ）第４８号
長崎県南島原市深江町丙1450番地　馬場団地14棟１号
債務者　長門　祥江
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
長崎県雲仙市愛野町甲3353番地５―202号、前住所福岡市中央区赤坂３丁目10番52―301号
債務者　橋本　優美（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
兵庫県三田市下青野866番地55
債務者　福井恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１０号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目５番18―409号
債務者　長　　慎也
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３９号
神戸市灘区畑原通１丁目１番12号　今川文化２Ｆ中、従前の住所神戸市灘区畑原通１丁目２番21号
債務者　古賀　秀則
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０２号
神戸市垂水区大町３丁目５番10号　Ｈｏｏｐ大町102号
債務者　坂本　早記（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５号
青森県むつ市川内町袰川103番地109
債務者　佐藤　政美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
青森市篠田３丁目８番16号　第一コーポオーケー５号
債務者　中村　兼城
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
青森県八戸市江陽５丁目９番27号
債務者　山本　敏弘
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０００７号
神奈川県横浜市磯子区洋光台２丁目１―19―504
破産者　三田村竜影
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００６９号
神奈川県川崎市川崎区東門前３丁目12―19―101
破産者　野村　充彦
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００８２号
東京都練馬区西大泉６丁目２―10―207
破産者　岩井　正子
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００８７号
東京都中野区本町６丁目44―11―101
破産者　小林　浩司
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１０５号
東京都八王子市散田町４丁目30―17―201
破産者　土屋　香織
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１１５号
埼玉県さいたま市桜区南元宿１丁目７―18―202
破産者　石鉢　洋二
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１１９号
東京都世田谷区奥沢１丁目２―５―101
破産者　楠　千枝子
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０６号
さいたま市見沼区島町1029番地
破産者　有限会社高千穂運輸
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１０号
さいたま市緑区中尾946番地９
破産者　幸裕住建有限会社
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８７０号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地
破産者　板尾タイル株式会社
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係